平成２７年（フ）第２１７号
宮崎市池内町古門999番地　県営住宅202棟１号
債務者　長谷川美香
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２７号
宮崎市吉村町江田原甲265番地36、前住所宮崎市高洲町174番地３　福富アパート203号
債務者　武田　美香
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６５号
宮崎県北諸県郡三股町新馬場15番地８
債務者　橋村　公子
１　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第２５３号
鹿児島県鹿児島市川上町1521番地
債務者　上村　　梓
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地２（ビッグバーンズマンション2010号）
債務者　恒吉　淳子
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６４号
北海道小樽市長橋３丁目18番29号　アイホーム長橋１Ｆ、前住所北海道帯広市西12条北３丁目１番地62　ウエスト12Ｂ103号室
債務者　刀根　将利
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第３１４号
千葉県流山市古間木278番地の120
債務者　木村　陽子（旧姓神戸）
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３７９号
千葉県松戸市河原塚234番地の２　ラルゴ東松戸509号
債務者　米澤　　博
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３４４号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目11番31号
債務者　上田　　優
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５２号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目82番地の４　プラザエイト407、前住所兵庫県尼崎市塚口町４丁目26番地の７　市隆ハイツ50Ｈ
債務者　瀧川　耕司
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７１号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町１番27―606号
債務者　野瀬　祥市
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１７号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目20番３―209号
債務者　崎田　理沙
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６６号
山口県宇部市明治町１丁目７番３―103号
債務者　江本　大輔
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３４５号
福岡県遠賀郡水巻町頃末北３丁目14番１号
債務者　冨田　憲二
１　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３９６号
北九州市八幡西区医生ケ丘２番10号（医生ケ丘アパート７号）
債務者　高尾智恵子
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０３号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目10番11号（202号）
債務者　前村　安恵（旧姓金津）
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３６号
佐賀県唐津市湊町841番地６
債務者　脇山　美穂
１　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部